

(資料三)

令和六年十一月

定例島根県議会議案(条例)

参考資料

目 次

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	1
県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	1
市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	1
特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例	3
会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例	3

令和6年11月定例県議会提案条例の提案理由及び概要表

第150号議案

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第151号議案

県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第152号議案

市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

人事委員会の勧告を受けて、職員等に対して支給する給料及び諸手当について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 給料表の改正

職員、県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員（以下「職員等」という。）の給料表を人事委員会の勧告どおり改正すること。

(2) 期末手当の支給割合の改正

ア 令和6年度

ア (イ)以外の職員等

区 分	支給月	改 正 前	改 正 後
職員等（特定管理職員を除く。）	12月	100分の117.5	100分の122.5
特定管理職員	12月	100分の97.5	100分の102.5

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員、定年前再任用短時間勤務教育職員及び定年前再任用短時間勤務教職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）

区 分	支給月	改 正 前	改 正 後
職員等（特定管理職員を除く。）	12月	100分の60	100分の65
特定管理職員	12月	100分の50	100分の55

イ 令和7年度以降

ア (イ)以外の職員等

区 分	支給月	改 正 前	改 正 後
職員等（特定管理職員を除く。）	6月	100分の117.5	100分の120
	12月	100分の122.5	100分の120
特定管理職員	6月	100分の97.5	100分の100
	12月	100分の102.5	100分の100

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員等

区 分	支給月	改 正 前	改 正 後
職員等（特定管理職員を除く。）	6月	100分の60	100分の62.5
	12月	100分の65	100分の62.5
特定管理職員	6月	100分の50	100分の52.5
	12月	100分の55	100分の52.5

(3) 勤勉手当の支給割合の改正

職員等（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。）

ア 令和6年度

区 分	支給月	改 正 前	改 正 後
職員等（特定管理職員を除く。）	12月	100分の97.5	100分の102.5
特定管理職員	12月	100分の117.5	100分の122.5

イ 令和7年度以降

区 分	支給月	改 正 前	改 正 後
職員等（特定管理職員を除く。）	6月	100分の97.5	100分の100
	12月	100分の102.5	100分の100
特定管理職員	6月	100分の117.5	100分の120
	12月	100分の122.5	100分の120

3 施行期日等

- (1) 令和6年12月1日から施行する。ただし、2の(2)のイ及び(3)のイについては、令和7年4月1日から施行する。
- (2) 2の(1)については、令和6年4月1日から適用する。

第153号議案

特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

第150号議案から第152号議案までによる職員の給与に関する条例等の一部改正に伴い、特別職の職員の期末手当の支給割合について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

期末手当の支給割合の改正

(1) 令和6年度

支給月	改正前	改正後
12月	100分の165	100分の175

(2) 令和7年度以降

支給月	改正前	改正後
6月	100分の165	100分の170
12月	100分の175	100分の170

3 施行期日

令和6年12月1日から施行する。ただし、2の(2)については、令和7年4月1日から施行する。

第154号議案

会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例

1 提案理由

第150号議案による職員の給与に関する条例の一部改正等を踏まえ、会計年度任用職員に対して支給する報酬等について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 会計年度任用職員の報酬の上限額の改定

職員の種別	区分	改正前	改正後
一般業務に従事する者	日額	9,800円	10,900円

	月額	156,100円	174,600円
	時間額	1,300円	1,410円
資格免許を要する業務及び それに準ずる業務に従事す る者	日額	10,700円	12,000円
	月額	177,500円	197,800円
	時間額	1,390円	1,550円
教育業務に従事する者	月額	333,900円	336,500円
調査研究業務に従事する者	日額	13,400円	13,900円
	月額	242,000円	256,100円
医療業務に従事する者	月額	187,400円	207,400円
相当の知識又は経験を必要 とする業務に従事する者	月額	219,800円	243,700円
軽作業に従事する者	日額	7,100円	7,500円
	時間額	920円	970円

(2) 会計年度任用職員の期末手当の支給割合の改正

ア 令和6年度

支給月	改正前	改正後
12月	100分の117.5	100分の122.5

イ 令和7年度以降

支給月	改正前	改正後
6月	100分の117.5	100分の120
12月	100分の122.5	100分の120

(3) 会計年度任用職員の勤勉手当の支給割合の改正

ア 令和6年度

支給月	改正前	改正後
12月	100分の97.5	100分の102.5

イ 令和7年度以降

支給月	改正前	改正後
6月	100分の97.5	100分の100
12月	100分の102.5	100分の100

3 施行期日等

- (1) 令和6年12月1日から施行する。ただし、2の(2)のイ及び(3)のイについては、令和7年4月1日から施行する。
- (2) 2の(1)(軽作業に従事する者に係る改定を除く。)については、原則として令和6年4月1日から適用する。